

学校法人三幸学園 東京都介護職員初任者研修事業
介護職員初任者研修課程（通学）学則

（指定事業者の名称、所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

学校法人 三幸学園
東京都文京区本郷三丁目23番16号

（事業の目的）

第2条 高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な介護サービスを提供するため、必要な知識と技術を有する介護員の養成を行い、広く福祉社会に貢献することを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

東京都介護職員初任者研修事業 介護職員初任者研修課程（通学）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

介護職員・視覚ガイド・全身性ガイド養成科 （第1、3～5、7～10回）
生活支援・保育・介護サービススキル養成科 （第2、6回）

（年度事業計画）

第5条 平成28年度の研修事業は次の計画のとおり実施する。

区分	実施期間	募集定員(人)
第1回	平成28年5月～7月まで	24
第2回	平成28年6月～8月まで	24
第3回	平成28年7月～9月まで	24
第4回	平成28年8月～10月まで	24
第5回	平成28年9月～11月まで	24
第6回	平成28年12月～平成29年2月まで	24
第7回	平成29年1月～3月まで	24
第8回	平成29年2月～4月まで	24
第9回	平成29年3月～5月まで	24
第10回	平成29年3月～6月まで	24
合計		224

(受講対象者)

第6条 受講対象者は次の者とする。

- (1) 離職中の者で、東京都産業労働局が適当と認めた者
第1回～第9回
- (2) 離職中の者で、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構 東京支部が
適当と認めた者
第10回

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。(金額は税別)

区分	内訳	金額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
第1回～ 第10回	受講料	無料	5,619円	一括納入	受講開始日に徴収
	テキスト代	5,619円			

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

- 「介護職員初任者研修テキスト」 平成27年3月発行
発行元：公益財団法人 介護労働安定センター
定 価：本体5,619円+税

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(募集手続)

第12条 募集手続は次のとおりとする。

- (1) 東京都産業労働局が募集主体の場合は、受講希望者はまず、最寄りのハローワークへ出向き、就職支援担当者と面談する。その後、東京都産業労働

局へ受講申込関係書類を提出する。書類選考後、入学を許可する。

- (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京支部が募集主体の場合は、受講希望者はまず、最寄りのハローワークへ出向き、就職支援担当者と面談する。その後、受講申込関係書類を本校へ提出する。書類・面接選考後、入学を許可する。

(科目の免除)

第13条 科目の免除についてはこれを認めない。

(研修修了の認定方法)

第14条 修了の認定は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められる者に対して行う。

- (1) 修了評価は、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。
- (2) 修了評価は、筆記試験により行う。ただし、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。
- (3) 認定基準は、次のとおり、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上、C以上の評価の受講者を評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

認定基準（100点を満点とする）

A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D=70点未満

(研修欠席者の扱い)

第15条 理由の如何にかかわらず、研修開始から5分以上遅刻した場合は欠席とする。

また、やむを得ず欠席する場合は必ず「欠席届」を提出する。

(補講の取扱い)

第16条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。なお、補講料は無料とする。

(受講の取消し)

第17条 次に該当する者は、受講を取消することができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他の受講生としての本分に反した者

(3) 当研修をとおして介護員としての資質に著しく欠けると本学が判断した者

(修了証明書の交付)

第18条 第14条により修了を認定された者には、本学において東京都介護職員初任者研修事業実施要綱9に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者に関する書類の管理)

第19条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者を修了者名簿に記載し、東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。修了者名簿は永久保存とする。
- (2) 出席状況、成績、実習確認、受講者及び修了者に関する台帳に付いては、紙又はデータにて検索可能な状態で管理をする。3年以上は保存するものとする。
- (3) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により有料にて再発行を行う。

(公表する情報の項目)

第20条 東京都介護職員初任者研修事業実施要綱8に規定する情報の公開に基づき、本学ホームページ(URL:<http://www.tokyoumirai.ac.jp/>)において開示する内容は、次のとおりとする。

- (1) 研修機関情報
法人情報(法人格・法人名称・住所等、代表者名)、研修機関情報(事業所名称・住所等、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数(専任・兼任別))
- (2) 研修事業情報
研修の概要(対象、研修スケジュール(期間、日程、時間数)、定員(研修回数)、実習の有無、研修受講までの流れ(募集方法、申込方法等)、費用(受講料、テキスト代)、留意事項)、研修カリキュラム(科目別シラバス(科目別学習計画)、修了評価(修了評価の方法、評価者、再履修等の基準)、実績情報(過去の研修実施回数(年度ごと)、研修修了者数(年度ごと))、連絡先等(申し込み・資料請求先、法人の苦情対応者名・役職・連絡先、事業所の苦情対応者名・役職・連絡先)

(研修事業執行担当部署)

第21条 本研修事業は、本学エクステンションセンターにて執行する。

(その他留意事項)

第22条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講ずることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：東京未来大学エクステンションセンター受講生担当窓口

電話 03-5840-8089

- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない

(施行細則)

第23条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、本学がこれを定める。

(附則)

この学則は平成27年12月28日から施行する。